

巢鴨地蔵通り商店街

プレミアム付き  
商品券



プレミアム率  
25%

お得!

12500円分を  
10000円で販売!

巢鴨地蔵通り商店街の取扱店で使える25%のプレミアム付き商品券を販売いたします。

応募期間  
(事前申込制)

令和3年 6月4日(金)~6月13日(日)

申込制

■応募方法 (本応募用紙を使用の場合)

裏面の注意事項を必ずお読みの上、下記応募用紙に必要な事項を記入して応募専用ポストに投函してください。

投函締切: 6月13日(日) 20時

巢鴨地蔵通り商店街振興組合

電話: 03-3918-2101 ホームページ: <https://sugamo.or.jp/>

●...応募専用ポスト設置場所



×キトリ

巢鴨地蔵通り商店街プレミアム付き商品券購入応募用紙

巢鴨地蔵通り商店街プレミアム付き商品券の購入を下記の通り申し込みます。

ご希望数

✓を入れてください

購入金額 10,000円

(500円券25枚綴り×1冊 額面12,500円)

購入金額 20,000円

(500円券25枚綴り×2冊 額面25,000円)

〒  
ご住所

都道  
府県

市区  
町村

ふりがな  
お名前

年齢

歳

性別

男性・女性

電話番号

# 巣鴨地蔵通り商店街プレミアム付き商品券の概要



ホームページからの申し込みはこちら

**応募期間** 令和3年6月4日(金)～6月13日(日)

**申込方法** 1. ホームページの応募フォームから申し込み

2. 本専用応募用紙での申し込み

[専用応募用紙付きチラシ配布・投函場所]

巣鴨地蔵通り商店街案内所、巣鴨地蔵通り商店街事務所、巣鴨地域文化創造館(中山道待夢)

**販売期間** 令和3年6月23日(水)～6月27日(日) 13:00～15:00

**販売場所** 巣鴨地蔵通り商店街事務所 東京都豊島区巣鴨4-22-8

**購入の流れ**

(1) 応募期間中に、ホームページまたは専用応募用紙にて**事前申込**を行う。

(2) 購入時にご持参いただく「当選通知」(ハガキまたはメール)を6月18日頃発送します。

(3) 販売期間中に、巣鴨地蔵通り商店街事務所にて「当選通知(ハガキまたはメール)」・「現金(購入代金)」・「本人確認証明書」を持参し購入してください。

**販売額** 800万円(10,000円×800冊) 額面1000万円分

**販売単価** 1冊10,000円(500円券25枚綴り 12,500円分)

※1家族あたり2冊(20,000円)までの申し込みが可能です。

※申込数が販売数を超えた場合は抽選とさせていただきます。

**購入資格** 区内在住、在勤を問わず、申し込みいただけます。

※商店街・商品券取り扱い店主は申し込みできません。

**使用期間** 令和3年6月23日(水)～令和3年11月30日(火)

※有効期限(令和3年11月30日)を過ぎた場合は使用できません。

## 注意事項

### 商品券の申し込みについて

・令和3年巣鴨地蔵通り商店街プレミアム付き商品券の販売は**事前申込制**です。

・応募は1家族あたり2冊(20,000円)までの申し込みとなります。

・必要事項に記入漏れ・登録漏れがあった場合は無効となります。

・当選者のお知らせは、6月18日頃に当選者のみに発送する「当選通知(ハガキまたはメール)」をもって代えさせていただきます。

・当選者にお送りする「当選通知」は、専用応募用紙でお申し込みの方にはハガキで、ホームページの応募フォームからお申し込みの方にはメールにてお送りします。

・落選した場合の通知はございません。抽選の当落についてのお問い合わせにはお答えしかねますのでご了承ください。

### 商品券の購入について

・お送りした「当選通知」に基づき、購入代金を巣鴨地蔵通り商店街事務所にて現金でお支払いください。

・購入内容の変更はできません。

・「当選通知」は再発行いたしません。

・転売、オークションへの出品は禁じます。

### 商品券の使用について

**有効期間**: 令和3年6月23日(水)～令和3年11月30日(火)

・上記有効期間内に限り使用いただけます。有効期限(令和3年11月30日)を過ぎた場合は使用できません。

・つり銭はお出しできません。

・払い戻しはできません。

・商品券の盗難、紛失、滅失、毀損等に対して、巣鴨地蔵通り商店街振興組合は一切の責任を負いません。汚したり、折り曲げたりしないようお願いいたします。

・巣鴨地蔵通り商店街の商品券取扱店舗でのみ使用可能です。取扱店舗は巣鴨地蔵通り商店街ホームページの取扱店一覧や店頭に掲示された取扱店ステッカーをご確認ください。

・商品券の再発行はできません。

・商品券は、現金、金券類、ギフトカード、収入印紙、はがき、切手、下記使用対象除外品目との引き換えはできません。また、電子マネーへのチャージには使用できません。

### ※商品券の使用対象除外品目

・不動産や金融商品・たばこ(電子機器等は除く)・商品券やプリペイドカード等換金性の高いもの・風俗営業等の規制、及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に規定する性風俗 関連特殊営業において提供される役務・国税、地方税、使用料等の租税公課